

家庭で取り組む水害対策

近年の異常気象により、全国的に想定を超えるような台風や豪雨の発生によって、毎年のように水害が発生しています。水害に対し、それぞれの家庭でどのような対策を行うべきかについて紹介します。

情報を手に入れる

1. 「洪水ハザードマップ」で地域の水害リスクを知る

洪水ハザードマップ（窓口または市ホームページで入手できます）には、河川が大雨によって氾濫した場合に浸水する範囲や深さの予想や避難場所などの情報が地図上に記載されています。

自宅や通勤、通学先などが、どの程度浸水するのか、また避難場所はどこにあるのか家族で確認しておきましょう。



2. 気象情報や河川情報などに注意し、自分で調べる

大雨や台風が近づいているときは、テレビなどの気象情報や河川情報に注意しましょう。河川の水位到達情報は、図のようにテレビのデータ放送で確認できます。

3. 避難に関する情報を知る

洪水による被害の発生が予想される危険な地域に対しては、防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メールなどで、避難情報を発表します。テレビなどで危険が迫っていると感じたときは、市などか

らの呼びかけがなくても早めの避難を心がけましょう。

※防災行政無線の音が聞き取れない場合は、テレホンサービス（☎0120・840・225）で確認できます。

命を守る行動を行う（避難行動）

避難行動の注意点

①避難は、安全なうちに

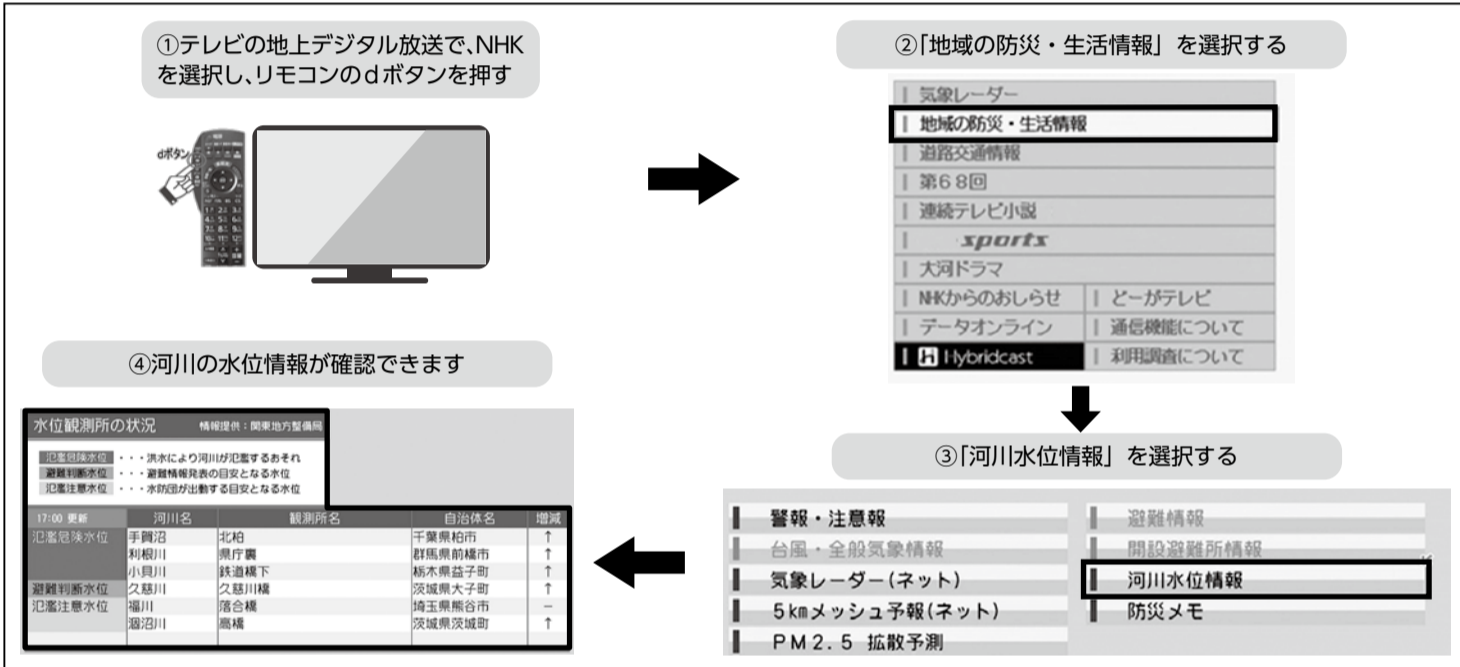
大雨や強風時に冠水した道路を歩くことは大変危険です。水深が浅くても、ふたが外れたマンホールや側溝、用水路などが見えなくなる場合があります。安全なうちに早めの避難を心がけましょう。

②指定緊急避難場所だけが避難先ではありません

大雨や夜間など、避難のために建物の外に出ることが、かえって危険なときには、近くの高い建物に避難する方法もあります（垂直避難）。いざというときに、どのような避難ができるのか、地域の状況を調べ、日頃から考えておくことも重要です。



図 テレビのデータ放送による河川水位情報の確認方法 ※国土交通省提供資料から抜粋



問危機管理防災課 ☎305

認知症初期集中支援チームを配置

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置しました。問長寿介護課 ☎448

☎40歳以上で自宅で生活しており、かつ認知症が疑われる方または認知症の方で次のいずれかに該当する方
 ①認知症の診断を受けていない方②継続的な医療サービスを受けていない方③介護保険サービスに結び付いていない、または中断している方④認知症の症状が強いため、対応に困っている方
 ☎認知症またはその疑いのある方や家族を専門職などが訪問して、必要に応じて医療機関の受診に関する説明、サポートや助言を行います。
 まずは、お近くの地域包括支援センターまでご相談ください。

■地域包括支援センター

名称	担当地域
東部地域包括支援センターやしお苑 (南川崎210-1) ☎998-8895	二丁目、木曾根、南川崎、伊勢野、八潮一〜七丁目
西部地域包括支援センターケアセンター八潮 (鶴ヶ曾根1184-4) ☎994-5562	小作田、松之木、中馬場、上馬場、西袋、柳之宮、南後谷、中央一〜四丁目、緑町一・二・四丁目、八潮八丁目
南部地域包括支援センター埼玉回生病院 (大原455) ☎999-7717	大瀬、古新田、坩、大原、浮塚、大曾根、大瀬一〜六丁目、茜町一丁目
北部地域包括支援センターやしお寿苑 (八條294-4) ☎930-5123	八條、鶴ヶ曾根、八潮団地、伊草、伊草団地、新町、緑町三・五丁目

介護保険制度のお知らせ

介護保険は介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。問長寿介護課 ☎449

申請から介護サービス利用までの流れ

☎65歳以上の方または40歳から64歳までの方で特定疾病が原因で介護や支援が必要な状態となった方
 ①申請 長寿介護課へ申請（地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行可）。
 ②審査・判定 要介護認定調査員が自宅を訪問し心身の状態などについて聞き取り調査を行います。また、市から主治医に意見書の作成を依頼し、それらの結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会が本人の状態を審査し、要介護状態区分のいずれかまたは非該当と判定します。
 ③結果通知 原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と認定の結果が記載された保険証が郵送されます。
 ④ケアプラン作成 ケアプランとは介護サービスの種類や内容を決めた計画書のことです。要介護1〜5と認定された方は、配布する指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択し、ケアプランの作成を依頼してください。要支援1・2と認定された方は、担当する地域包括支援センターから連絡がありますので、介護予防ケアプランの作成を依頼してください。
 ⑤サービスを利用 サービスの内容を決定後、サービス事業者と利用の契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービスを利用した際は、原則として費用の1割または2割を利用者が負担します（8月から、一定所得以上の方は自己負担が3割になります）。
 ※在宅でサービスを利用する場合、要介護度に応じて1カ月に利用できる金額に上限が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は全額利用者が負担します。